

平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成28年11月18日 地方財政審議会

第一 今後的地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

- 地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿を目指し、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要。**
- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、**地方分権の基盤となる地方税の充実確保を図る必要。**
- **地方の自主性・自立性の強化、地方税のグリーン化**を進めるとともに、**納税者の信頼確保**を図ることが重要。

第二 平成29年度税制改正等への対応

1 個人住民税

(個人所得課税改革への対応)

- 個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ広く負担を分任する性格(地域社会の会費的性格)を有する税。
- 三位一体の改革における**所得割の10%比例税率化**により**応益的性格がより明確化。**
- **配偶者控除のあり方は、所得税における制度改正の方向性を見極めつつ、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が重要。**

(県費負担教職員の給与負担事務の見直しに伴う税源移譲)

- 指定都市と関係道府県の合意に沿って、個人住民税所得割の2%を税源移譲。税率の改正や円滑な移譲のための措置が必要。

2 車体課税

- 応益課税の原則を踏まえ、税収を充実・確保しつつ、環境関連税制としての機能を強化すべき。
- **自動車税は、都道府県税収のうち約1割を占める貴重な財源であり、地域間税収の偏在縮小に重要な役割。安易な税率引下げを行うべきではない。**
- 自動車税の月割課税・月割還付は、いずれも使用月数に応じた課税という考え方によるものであり、両者は一体的に扱うべき。
- **エコカー減税の延長に当たっては、非課税対象車を重点化すべき。減税対象は最新の平成32年度燃費基準を一定水準以上達成している車に限定する必要。**
- **グリーン化特例の見直しは、グリーン化へのインセンティブを高める方向で制度設計を行うべき。**

第二 平成29年度税制改正等への対応

3 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要。
- 商業地等の据置特例や、一般市街化区域農地に係る負担調整措置により生じている不均衡等の課題について、平成30年度税制改正に向けて、課題の解決に向けた具体的な検討が必要。
- 平成28年度税制改正において創設された「**機械及び装置**」に係る**固定資産税の特例措置**が与える影響について、**今後厳しく検証し、見極めて行く必要**。今後、こうした措置を**なし崩し的に拡大するようなことは厳に慎むべき**。
- 居住用超高層建築物については、高層階になるほど実際の取引価格が高くなるという傾向を反映した、より公平な按分方法を導入すべき。

4 地方法人課税

- 外形標準課税の対象法人を考える際、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。中小法人への配慮方策について検討を行なながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 法人事業税の分割基準については、法人の事業活動のあり方の変化も踏まえ、見直しの検討が必要。

5 地方消費税

- 清算基準に用いる「小売年間販売額」から、最終消費地とは異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外することが適当。

6 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

- 森林整備等に関する市町村の役割強化等の施策が講じられることが必要。
- 税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担等を整理しつつ、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要。

7 ゴルフ場利用税

- 自治体の区域外から来場する**ゴルフ場利用者が特段の負担なく行政サービスを享受することは不公平**。
- **ゴルフはスポーツであるが、営業や娯楽で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる。**
- **オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。**
- ゴルフ場利用税の廃止など、**ゴルファー減税は不適当**。

8 電子納税の推進

- 地方税の電子納税について、地方自治体の意向や導入コストの抑制等に留意しつつ、地方自治体が共同で収納を可能とする制度の導入などについて検討を進めるべき。